

令和4年度十和田市インバウンド受入環境整備事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、外国人観光客の受入環境の充実を図るため、宿泊事業者等が行うインバウンド受入環境の整備に係る事業について、予算の範囲内で令和4年度十和田市インバウンド受入環境整備事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、十和田市補助金等の交付に関する規則（平成17年十和田市規則第66号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する事業者又は団体であって、かつ、市内に事業所を有する法人又は個人とする。

- (1) 宿泊事業者 旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の許可を受けた者
- (2) 製造事業者 地域性を生かした観光土産物の製造を行っている者
- (3) 飲食事業者 食品衛生法（昭和22年法律第233号）第52条第1項の許可を受けた者
- (4) 観光事業者 市内にある観光資源を活用した見学・体験メニューを提供している者
- (5) 交通事業者 道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条第1項又は第80条第1項の許可を受けた者
- (6) 小売事業者 小売業を主たる事業として営む者
- (7) 商店街組織等 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）第36条第1項の規定による認可を受けた商店街振興組合及び任意団体の商店街組織並びに中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第27条の2第1項の規定による認可を受けた同法第3条に規定する中小企業等協同組合

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は対象としない。

- (1) 十和田市暴力団排除条例（平成23年十和田市条例第39号）第2条第3号に

規定する暴力団員又は同条第 2 号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

(2) 市区町村税に滞納がある者

(3) 前各号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めた者

(補助対象事業、補助対象経費及び補助金の額)

第 3 条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）、補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、別表に掲げるとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第 4 条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助事業を行う前に、令和 4 年度十和田市インバウンド受入環境整備事業補助金交付申請書（様式第 1 号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書（様式第 2 号）

(2) 申請者が個人事業主の場合は、住民票の写し及び個人事業主であることが分かる書類

(3) 申請者が法人の場合は、法人の登記事項証明書

(4) 誓約書（様式第 3 号）

(5) 市区町村税に滞納がないことを証する書類

(6) 補助事業の内容及び補助対象経費の内訳が分かる書類

(7) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、市が保有する前項第 2 号に掲げる住民票に関する情報及び同項第 5 号に掲げる書類に関する情報を利用することについて、申請者の同意があったときは、当該書類の提出を省略させることができる。

(補助金の交付の決定)

第 5 条 市長は、前条の申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、及び必要に応じて現地調査等を行い、補助金の交付の可否を決定し、令和 4 年度

十和田市インバウンド受入環境整備事業補助金交付決定通知書（様式第４号）により、申請者に通知するものとする。

（事業内容の変更申請等）

第６条 前条の規定による補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、事業の内容を変更し、又は事業を中止しようとするときは、令和４年度十和田市インバウンド受入環境整備事業補助金事業計画変更（中止）承認申請書（様式第５号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

２ 市長は、前項の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、及び必要に応じて現地調査等を行い、事業計画の変更又は事業の中止について承認の可否を決定し、令和４年度十和田市インバウンド受入環境整備事業補助金事業計画変更（中止）承認（不承認）通知書（様式第６号）により補助事業者へ通知するものとする。

（実績報告）

第７条 補助事業者は、補助事業が完了し、かつ、経費の支払が完了したときは、当該事業の完了の日から起算して３０日を経過した日又は令和５年３月３１日のいずれか早い日までに、令和４年度十和田市インバウンド受入環境整備事業補助金実績報告書（様式第７号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業が完了したことが分かる書類
- (2) 補助事業に要した経費の支払を証明する書類の写し
- (3) 財産管理台帳（様式第８号）
- (4) その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第８条 市長は、前条の報告書等の提出があったときは、当該報告に係る書類を審査し、及び必要に応じて現地調査等を行い、交付すべき補助金の額を確定し、令和４年度十和田市インバウンド受入環境整備事業補助金交付金額確定通知書（様式第９号）により、補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の交付)

第9条 補助金は、前条により額を確定した後に交付するものとする。

(補助金の請求)

第10条 補助事業者は、補助金を請求しようとするときは、令和4年度十和田市インバウンド受入環境整備事業補助金交付請求書(様式第10号)を市長に提出しなければならない。

(帳簿及び書類の備付け)

第11条 補助事業者は、補助事業に関する帳簿及び書類を備え、補助事業に係る経費と他の経費とを明確に区分して経理し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 前項の帳簿及び書類は、補助事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

(財産の処分)

第12条 補助事業により取得した財産を、市長の承認を受けて処分したことにより収入があった場合には、市長の定めるところにより、その収入の全部又は一部を市に納付するものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月6日から施行する。

別表（第3条関係）

補助事業	補助対象経費	補助金の額
補助事業者が有する市内の事業所において実施する次の各号のいずれかに該当する事業 (1) 無料Wi-Fi利用環境の整備 (2) パンフレット、ホームページ、案内表示等の多言語化 (3) 多言語翻訳機器の購入 (4) 電子決済端末の購入 (5) 免税手続に係る謝礼 (6) 前各号に掲げるもののほか、インバウンド受入環境の充実に必要があると市長が認めるもの	補助事業の実施に要する次に掲げる経費（消費税及び地方消費税を除く。） (1) 消耗品費 (2) 印刷製本費 (3) 通信運搬費 (4) 報償費（翻訳又は免税手続に係るものに限る。） (5) 委託料 (6) 賃借料 (7) 備品購入費 (8) 前各号に掲げるもののほか、補助対象事業の実施に必要な経費であると市長が認めるもの。ただし、人件費、維持管理費等の経常的な運営費を除く。	補助対象経費の合計額に2分の1を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）又は1,000,000円のいずれか低い額以内